

令和元年度 **税務研修会**

税制改正のあらし

令和初の税制改正は、平成30年12月21日に税制改正大綱が閣議決定し、その後、平成31年3月27日に成立し、平成31年4月1日から施行されています。

主な内容は、本年10月の消費税率引上げに当たり需要変動の平準化に向けて住宅と自動車に対する税制上の支援措置が講じられるほか、法人税関係では、デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、質の高い研究を後押しするための研究開発税制の見直し、相続税・贈与税関係では、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置についての見直しが行われる等多岐にわたる内容となっています。

今年も法人会会員の皆様にご覧になって頂きたい改正事項について、ご説明をさせていただきます。

日時	令和元年6月21日(金) 15:00~16:00		
会場	雪谷法人会館 3階研修室 (大田区雪谷大塚町11-6)		
講師	雪谷税務署 法人課税第一部門 板本真一 上席国税調査官		
受講料	無料	定員	35名
申込	申込先着順 定員になり次第、締め切らせていただきます。		
研修内容	1 法人課税	2 個人所得課税	
	①研究開発税制の見直し	①住宅借入金特別控除の特例の創設	
	②中小企業による設備投資等への支援		
	3 資産課税	4 その他	
	①教育資金、結婚・子育て資金の 一括贈与非課税措置についての見直し	①自動車関連税制の改正 ②地方法人課税の偏在是正措置	
	②民法改正に伴う税制上の措置		

●詳細のお問い合わせは、(公社)雪谷法人会事務局まで 電話3726-0051

公益社団法人 雪谷法人会・税制委員会